

業務を行う体制の概要

(通常の開店時間等)

薬局・店舗の名称	
通常薬局・店舗の営業日及び営業時間 (営業時間)	(曜日) 時 分～ 時 分 ① [] 時間/週
通常薬局・店舗の開店日及び開店時間 (開店時間)	(曜日) 時 分～ 時 分 ② [] 時間/週
一日平均処方箋枚数【※薬局のみ】	③ [] 枚/日
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売 (開店時間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④ [] 時間/週
要指導医薬品又は第1類医薬品の販売・授与 (営業時間) (開店時間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤ [] 時間/週 ⑥ [] 時間/週
第2類医薬品又は第3類医薬品の販売・授与 (営業時間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑦ [] 時間/週
要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供を行う場所数	⑧ [] カ所
要指導医薬品又は第1類医薬品の情報提供を行う場所数	⑨ [] カ所

(資格者の勤務状況)

資格者の種類	常勤就業者の所定労働時間数 :	[]	時間
薬剤師	調剤を行う薬剤師の勤務時間 (特定販売のみの時間を除く) の合計【※薬局のみ】	⑩	時間/週
	勤務薬剤師数 (常勤換算)	⑪	人
	(要指導医薬品又は第1類医薬品の販売に携わる薬剤師の勤務時間 (特定販売のみの時間を除く) の合計)	⑫	時間/週
薬剤師 + 登録販売者	(要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に携わる資格者の勤務時間 (特定販売のみの時間を除く) の合計)	⑬	時間/週
薬剤師 + 登録販売者	(一般用医薬品 (第2類又は第3類) の販売に携わる資格者の勤務時間 (特定販売のみの時間を除く) の合計)	⑭	時間/週

(体制省令への適合状況)

【次の条件を満たしていることが必要】

☆ 体制省令第1条第1項第2号に規定される薬剤師数が必要【薬局のみ】

☆ 第2・3類医薬品を販売する営業時間内は、常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者が必要

☆ 第1類医薬品を販売する時間内は、常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要

必要な条件	要件内容
(⑩) ≥ (②) 【※薬局のみ】	薬剤師の勤務
(⑩) (小数点以下切り捨て) ≥ (③) / 40 (小数点以下切り上げ) 【※薬局のみ】	調剤に必要な薬剤師 (処方箋数40 (枚/日) あたり薬剤師1人 (常勤))
(⑫) ≥ (⑤)	要指導医薬品又は第1類医薬品販売に必要な薬剤師
(⑭) ≥ (⑦)	第2類医薬品又は第3類医薬品販売に必要な資格者
(⑩) ≥ (②) 【※薬局のみ】	調剤に必要な薬剤師
(⑬) / (⑧) ≥ (④)	要指導医薬品又は一般用医薬品販売に必要な資格者
(⑫) / (⑨) ≥ (⑥)	要指導医薬品又は第1類医薬品販売に必要な薬剤師

参考

「薬局等の許可等の疑義について (回答)」 (平成11年2月16日付け医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知) (要旨)

- 常勤薬剤師をもって員数を1とする。
- 常勤薬剤師とは、薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者をいう。
- 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した (割り算した) 数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間数が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。